

別記第1号の2様式（第6条関係）

石狩市食の自立支援サービス事業における同意書

石狩市食の自立支援サービス事業（以下「事業」という。）の申請に当たり、下記の内容について同意致します。

記

- 1 お弁当1食につき、400円を利用者が負担すること。
- 2 利用者は、配達時間には、必ず自宅にいること。
- 3 前日（月曜日の休止は前の週の金曜日）の17時までに、休止の連絡ができなかった場合の費用は利用者が負担すること。
- 4 配達されたお弁当を摂る際の体調管理、アレルギーのある食物についての対処等は、利用者の責任において行うこと。
- 5 利用者は、お弁当容器を洗浄し、回収時まで清潔な状態で保管すること。
- 6 石狩市が事業を実施するに当たり、必要な場合に利用者が属する世帯状況について、石狩市の住民基本台帳を確認すること。
- 7 石狩市が事業を実施するに当たり、必要な場合に利用者又は家族の氏名、住所、電話番号など利用者又は家族に関する情報について、利用者と関係を有する介護支援専門員、地域包括支援センター、石狩市社会福祉協議会、病院、消防、警察、タクシー会社等の関係機関等との間で授受を行うこと。
- 8 緊急の状態と判断した場合には、市職員等がやむを得ず窓やドア等を壊し入室すること。また、これにかかる修繕費用については、利用者が負担すること。

石狩市長 様

年 月 日

利用者 住 所
氏 名

住 所
氏 名